

○職員の退職管理に関する規則

〔平成28年5月9日〕
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第3号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 条例第2条で定める者は、課長とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第3条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定める者は、課長とする。

(組合長への届出)

第4条 条例第3条の規定による届出は、別記第1号様式の元職員再就職届出書を提出することにより、行うものとする。その提出後において、次項第1号及び第3号から第8号までのいずれかの事項に変更があった場合も同様とする。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(公表の除外)

第5条 香南香美老人ホーム組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第10号）第6条について、前条第2項第2号及び第7号の項目は除外する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長

様

氏 名 : _____

生 年 月 日 : _____

離職時の職 : _____

離 職 日 : _____

元 職 員 再 就 職 届 出 書

職員の退職管理に関する規則第 4 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

再就職日	
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	